

ひかり療育園の新たな運営体制に関する方針について

1 ひかり療育園事業のあり方検討の経緯

<開園当時から現在までの変化>

	市内の同種施設	職員の専門性	多摩 26 市の状況	利用者・家族・市内のニーズ
開園当時	・ひかり療育園のみ (民間施設無し)	・民間事業所を巻き込み学習会を主催する先導的立場	・複数自治体が直営で施設を運営	・「社会とのつながり」
現在	・民間 30 施設 ・多角的にサービス展開する法人も	・専門職員(福祉作業職)が減少	・直営の生活介護施設は町田市のみ ひかり療育園のみ	・短期入所・グループホームなど、多様なサービス要望

ひかり療育園の先駆者としての役割に区切り

市直営での専門性維持・向上が困難

民間法人が多様なサービスを実施
専門性が向上

ひかり療育園事業のあり方を検討する必要性(検討開始)

<町田市ひかり療育園あり方検討会>…2017年9月～2018年11月

- ◆ 外部有識者8名により構成。(学識経験者・生活介護施設長・障害福祉サービス事業者・障がい者の保護者等)
- ◆ 検討にあたって、以下の視点を重視。
 - ① サービス水準を維持し、将来にわたって向上を目指していくこと。
 - ② 利用者の不安を無くしていくこと。
- ◆ 園の主要な4つの事業(生活介護・訪問・成年後見制度の相談・高次脳機能障がいの相談)について、今後のあり方や民間活力導入の是非を検討。

生活介護

- ・補助金付き民営化が適当との意見多数。
- ・検討そのものへの反対意見も少数あり。

訪問

- ・事業手法の大幅な変更が必要。廃止も視野に。
- ・現状のまま継続すべきという意見は少数。

成年後見

- ・ひかり療育園で実施する必然性なし。
- ・社協・障がい者支援センター等への委託を検討すべき。

高次脳機能障がい

- ・委託・市直営それぞれを推す意見あり。
- ・やや、医療機関への委託の評価が高い。

<ひかり療育園あり方検討庁内委員会>…2019年2月～2019年7月

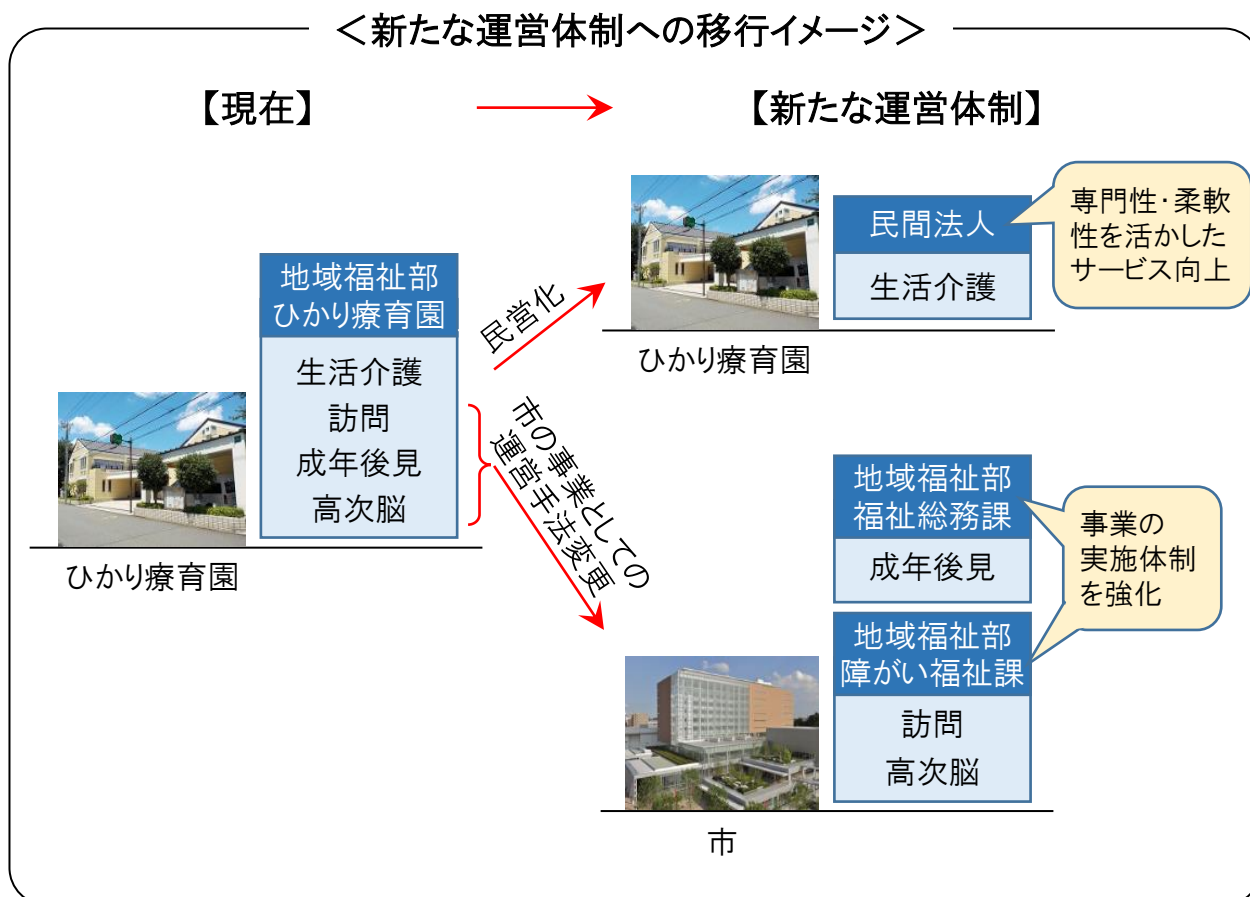
- ◆ 委員会と4つの部会を庁内関係部署により構成。計 17 回の会議を開催。
- ◆ 「あり方検討会」の意見を基本的に踏襲しつつ、更なる検討を加えた。



ひかり療育園の新たな運営体制に関する方針

2 ひかり療育園の新たな運営体制

- ◆ ひかり療育園の生活介護事業は民営化し、民間法人へ運営を引き継ぎます。
- ◆ 生活介護以外の事業(訪問・成年後見制度の相談・高次脳機能障がいの相談)については、所管を変更するとともに、委託など運営手法を変更します。



※ 4つの事業についての詳細な検討結果は、次項に詳述します。

3 各事業についての検討結果

事業	事業概要	現状	新たな運営手法	メリット
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法に規定される生活介護サービスを提供。 重度の障がいのある通所利用者に対し、食事・排泄・入浴等を支援。 	市直営	民営化 (市からの支援策も検討)※1	<ul style="list-style-type: none"> 民間法人の専門性・柔軟性によって、サービス水準の向上が実現できる。 短期入所(ショートステイ)等、他のサービスを併設した多機能型施設として運営できる。※2
訪問	<ul style="list-style-type: none"> 社会的に孤立している障がい者・家庭を対象に、職員が訪問し、相談や活動を通じて他サービス等へつなげる。 	市直営	市直営	<ul style="list-style-type: none"> 訪問事業のノウハウを活かし、孤立した障がい者・家庭を見逃さない相談支援体制を構築できる。
成年後見制度の相談	<ul style="list-style-type: none"> 65歳未満の障がい者やその家族・関係者に対し、成年後見制度の利用に関する相談と、裁判所に申請していく際の「申立支援」を行う事業。 	市直営 + 市から 事業委託	市から 事業委託	<ul style="list-style-type: none"> 窓口が整理されることで、利用したい方にとって相談先が分かりやすくなる。
高次脳機能障がいの相談	<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障がいの当事者・家族等に対し、直接的な支援を行う。また、多くの関係機関と連携して支援体制の構築も図る。 東京都の補助事業。 	市直営	市直営 + 市から 事業委託	<ul style="list-style-type: none"> 市と委託先とがお互いの得意分野を活かし、両輪となって事業展開できる。(医療機関や福祉系相談機関への一部業務委託を検討)

【備考】

※1 市からの支援策について

- 生活介護事業の民営化にあたっては、町田市からの補助金や、土地の無償貸与・建物の無償譲渡等、各種支援を検討していくこととします。

※2 サービスの拡充について

- 生活介護事業の民営化にあたって、「短期入所(ショートステイ)の導入」など、多角的なサービス展開による利用者利便の向上を考えていく必要があると結論付けました。
⇒具体的な導入の方法等について、今後、検討を進めます。

【団体への施設貸出について】

- 民営化により、施設を民間法人へ引き渡す場合も、施設貸出は継続すべきであることを確認しました。

4 今後の予定について

(1)スケジュール

時期	取組事項
2019年度 後半	<ul style="list-style-type: none">事業者支援策や事業実施体制の具体化事業者の選定準備
2020年度 前半	<ul style="list-style-type: none">事業者の選定(プロポーザル等)
2020年度 後半	<ul style="list-style-type: none">事業者および関係部署への業務引継ぎ関係例規(「町田市障がい者福祉センター条例」等)の変更・廃止
2021年度	<ul style="list-style-type: none">新たな運営体制への移行

(2)今後の進捗にあたって想定される課題と対応

課題	対応
利用者・家族への対応	運営体制の移行までの間にも、随時、利用者・家族への進捗状況説明等を行うなど、情報提供や意見の聞取りに努めます。 ※ 今秋にも、全ての利用者・家族への個別意見聴取を実施予定。
職員が交代すること等による利用者不安	民間法人へ生活介護事業を引き継ぐにあたり、職員が一斉に交代すること等による混乱を避けるよう、引継ぎ要員の取り扱い等を調整します。
業務の引継ぎ	全ての事業について、運営体制の移行にあたっては、相応の業務引継ぎ期間を設けます。
施設改修	民間法人へ事業を引き継ぐにあたり、施設内で修繕が必要な箇所等を洗い出し、改修等を行う必要があります。